

釧路アイスホッケー連盟追加規則

(平成 25 年度一部改正)

1. 適用範囲

本規則は、釧路アイスホッケー連盟が主催及び主管する釧路市内のアイスホッケー大会に適用するものとする。

2. 防具及びユニホーム等について

1) フェイスマスク

① 5-10 (クーパー) について

同マスクは、5才~10才を対象に製作されたものであることから、小学生以下の使用は認めるが、顔全体(顎^{アゴ}まで)を確実に防護できる物。(尚、女子選手についても同様とする。)

② 眼鏡使用者について

フルフェイスマスクが義務づけられていることから、顔面全体を確実に防護できるアイスホッケー専用の物で、改造の加えていない物。

③ ゴールキーパーについて

マスクは、アイスホッケー用でキーパー専用のもので、耳を確実に防護できる物。

④ 義務付け選手について (第 555 条・第 224 条)

18才以下の選手はフルフェイスマスクを着用、1974年(昭和49年)12月31日以降に生まれた選手はバイザーを着けなければならない。

プレイヤーは色つき又は色ぼかしのされたバイザーを着用してはならない。

※ 平成 22 年度からは、全選手バイザーを着けなければならない。

※ 但し、全国・全道大会参加チームで、年齢カテゴリーの選手は除く。

⑤ マスクの取り付け等について

マスクはヘルメットに確実に取り付け、他のプレイヤーに危険を及ぼす恐れのないよう考慮する。また、非義務付け選手であっても、マスクを使用するときは、アイスホッケー専用の物とする。

⑥ 改造について

改造とは、メーカー純正以外の付属部品を使用したり、故意に手を加えた物、及び部品の一部を撤去又は追加、加工した物。

2) 首・のどのプロテクターについて (第 226 条)

18才未満及び女子のプレイヤー・ゴールキーパーは全員、首とのどのプロテクターを着用しなければならない。

3) ヘルメット等の着用について

① 試合中にヘルメットが脱げた場合、そのプレイヤーはプレーへの参加は認められず、速やかにベンチに戻る。

② 顎紐は、顎と顎紐の間のゆとりは、指1本分のみとする。(第223条)
ミスコンダクト・ペナルティ (10分)

4) ゴールキーパーの用具 (第233・235条)

① ゴールキーパーの防具のサイズダウンの規定については、2009年～2010年シーズン終了までを日本国内における移行期間の猶予期間とする。(国際大会・全国大会・全道大会)

但し、釧路連主催の3大会出場のチームはこの限りではない。

5) ユニホーム (第240条)

① 背番号について

背番号は1番から99番までを使用することとし、両腕にも番号を入れること。
背中に高さ25-30cm、両そでに高さ10cmの番号を付けるものとする。

② 選手名について

ユニホームの個人名表示は「姓」か「名」とし、愛称等は使用してはならない。
背中の上部に、高さ10cmの大文字ブロック体のローマ字で付けなければならない。

③ 血液の付着したもの

原則としてユニホームを交換し、その番号をレフェリーに報告する。
なお、少量のときは確実に拭き取り、レフェリーの承諾を得ること。

6) ユニホーム等の色について

① 市内大会に参加するチーム

ユニホームは、チーム統一する。(なお、パンツ・ヘルメット等も更新するとき
は、極力チーム統一すること。)

② 全道以上の大会に参加するチーム (第240条)

ユニホーム・ストッキング・パンツ・ヘルメットを統一すること。

3. チーム及び選手登録について

1) チーム登録について

他の連盟（釧路アイスホッケー連盟以外）に既に登録されているチームは、釧路アイスホッケー連盟にチーム登録できない。（逆も同様）

2) 選手登録について

① アジアリーグ引退選手について

引退後3年間は1部及び2部の試合以外に出場できない。なお、4年以上を経過した選手については、釧路アイスホッケー連盟で協議し決定する。

なお、1部及び2部からランクダウンした場合も同様とする。

② 男女混成チームについて

6部から8部に登録された時だけ女子の選手出場が認められるが、事前に念書を提出し承認を得ること。

尚、シーズン途中でランクアップにより出場制限を受ける女子選手に限り、他のチームへの移籍を認める。

③ 他連盟登録選手

他の連盟（釧路アイスホッケー連盟以外：例 - 札幌等道内及び道外）に既に登録されている選手については、釧路アイスホッケー連盟に選手登録できない。

（逆も同様とする）

④ 年度当初登録について

年度当初登録の時に、（新規・移籍）を登録用紙の備考欄に必ず記入し、別紙登録選手歴書（様式1）に必要事項を記載し添付すること。

年度当初に登録された選手は、1年間他のチームへの移籍はできない。

⑤ 追加登録について

年度途中の追加登録は、年度当初に登録されていない選手に対して登録を認めるもので、年度途中での移籍を認めるものではない。

⑥ 年度途中の他連盟からの移籍について

同一会社のチームで、転勤等で他の連盟から移籍を希望する者は、その旨を当連盟で協議し決定する。但し、移籍選手はその会社の正社員であることを条件とする。

⑦ 市内チーム間の重複登録について

1種登録チームの中で、チーム代表者名で役員専任（部長・監督・コーチ・マネージャー）であることの証明がなされた場合（様式2）に限り、他のチームでの選手登録を認めるものとする。

⑧ **登録者最少人数**

第1種及び第2種・第7種登録チームの最少人数は**11名**とする。

⑨ 選手の登録年齢について

平成25年度第1種登録は、1995年4月1日以前に生まれた者とし、職場チームの場合に限り、同一職場に勤務の1997年4月1日以前に生まれた者の登録を認めるが、念書を提出すること。

4. 監督会議等について

- 1) 各大会の監督会議及び抽選会には、チームの責任者（部長・監督・主将）が出席のこと。但し、チームの事情により、責任者の委任状（様式3）がある場合は代理を認める。
- 2) 監督会議及び抽選会に欠席した参加チームは、レフェリー及び競技事業委員会宛てに同意書（様式4）を提出しなければならない。
- 3) 事前に大会欠場を申し出ず、さらに監督会議に欠席したチームは、大会開始3日前までに参加料を納付しなければならない。連絡なくこれを怠った場合、その大会の参加料を納付し、以後の1大会の参加について出場を認めない。

5. 競技開始に関する規定（1部から9部までに適用）

競技開始時の人数については、GKを含めて6名以上とする。但し、ペナルティ等により交替選手の出場が出来ないときは不戦敗とする。

6. 事情により試合を辞退（棄権）したとき

1) 試合開始時の人数不足で不戦敗となったチームに限り、次の大会で罰則オフィシャル1日を割り当てる。

2) 準決勝以上の対戦を辞退したチームには、次の大会でチームのランクアップをす
る。

3) 試合中に棄権（辞退）したチームには、懲罰委員会で協議し罰則を科すことがあ
る。

4) 1部及び9部の罰則に関しては、懲戒委員会で協議し決定する。

5) 試合を辞退するときは、その前日の（土・日曜日及び祭日は、その2日前）の11
時から14時までに連盟事務所へ連絡すること。なお、これに反した時は懲戒委員
会で協議し追加処分を科すことがある。

7. ゲームミスコンに関する規定（3大会通算で）

1) 殴り合い又は乱暴な行為（第528条）によるゲームミスコンは最低2試合の出場
停止。

2) 選手に関する罰則

① 1回目：次の1試合出場停止 ② 2回目以上：懲戒委員会

※ なお、反則の状況により、1回目であっても懲戒委員会を招集し、追加処分を科す。

3) チームに関する罰則は懲戒委員会で協議し決定する。

※ 本規則は3大会を基準とする。（1回目のゲームミスコン後、3大会に同反則がな
ければ、前歴なしとする。）

8. オフィシャルの不参加に関する罰則（1チーム6名以上とする）

① 1日3試合の内、1試合不参加：次の大会1日割り当てる。

② 1日3試合の内、2試合不参加：次の大会2日割り当てる。

③ 1日2試合の内、1試合不参加：次の大会2日割り当てる。

④ 1日の全試合不参加：懲戒委員会で決定する。

9. 未登録選手及び替え玉選手の出場に関する罰則。

1) 未登録選手の出場

未登録選手を出場させたチーム：その試合を没収とし、次の1大会を出場停止と
する。

2) 替え玉選手の出場

替え玉選手を出場させたチーム：その試合を没収とし、次の2大会を出場停止と
する。

10. メンバー表の記載ミス等について

1) 背番号の記載ミス

- ① 得点及びアシスト：本人と確認が出来れば記載ミスを訂正し、全てを認める。
- ② 反則：本人と確認が出来れば記載ミスを訂正し、反則を科しその後全てを認める。

2) FW及びDFがGKと記載されたときは、GKとしてだけプレイに参加できる。

- ① 得点をした場合：ノーゴールとする。
- ② アシストをした場合：ゴールは認めてノーアシストとなる。
- ③ 反則をした場合：代行者をペナルティベンチに入れる。

3) メンバー表の選手名不記載

その試合の出場は認めず退場となるが、ペナルティは科さない。

- ① 得点をした場合：ノーゴールとする。
- ② アシストをした場合：ゴール及びアシストも認められない。
- ③ 反則をした場合：代行者をペナルティベンチに入れる。

なお、前記1)、2)、3)に関してチームへのペナルティは科さない。

4) メンバー表への記載人数は22名迄とし、GKは2名以内、プレイヤーは20名以内が条件である。

11. その他罰則

リンク内外での乱闘及び暴行行為に及んだチームに対しては、懲戒委員会を招集し、追加処分を決定する。

※ その他本書に記載なき規則は、(財)日本アイスホッケー連盟発行「アイスホッケー公式国際競技規則」2010-2014年度版に準ずるものとする。

※ この競技規則は、平成25年10月に改定され、改定後の各大会に適用する。